

練馬区政推進基本条例 逐条解説

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 4 条）
- 第 2 章 区民等の権利および責務（第 5 条）
- 第 3 章 議会の役割等（第 6 条）
- 第 4 章 執行機関の役割等（第 7 条 - 第 9 条）
- 第 5 章 参加・参画および協働の推進（第 10 条 - 第 12 条）
- 第 6 章 区政運営の基本的仕組み（第 13 条 - 第 21 条）
- 第 7 章 区民投票（第 22 条）
- 第 8 章 国等との関係（第 23 条・第 24 条）
- 第 9 章 条例の位置付け等（第 25 条・第 26 条）

付則

前文

練馬区は、昭和 22 年 8 月 1 日、自立を求める人々の努力が実を結び、板橋区から分離独立して 23 番目の特別区として誕生しました。以来、都心に近接する住宅地域として、多くの人々を受け入れてきました。その過程で、区民と区とが力を合わせて、都市基盤や公共施設の整備などのまちづくりに取り組み、今や人口 70 万を超える、23 区有数のみどり豊かな住環境に恵まれた都市として発展しています。

一方、時代の経過に伴い、災害や治安に対する安全安心意識の高まり、少子高齢社会と核家族化の進行、近隣や人と人とのつながりの希薄化など、地域での対応が必要となる課題が生じてきています。区民にとって最も身近な基礎自治体としての練馬区には、自らの判断と責任により、区民の信託に応える区政運営が求められています。

これからも区政は、人権が尊重され、多様な価値観や文化を認め合う、誰もが安心して暮らせる練馬区を、主権者である区民と区とがともに築き、発展させることを基本に置きます。未来へ向けて、練馬区の自治のあり方と区政運営の仕組みを明らかにし、区民と区とがそれぞれの役割と責務のもと、より自律的な地方政府としての練馬区を実現するため、この条例を定めます。

【解説】

前文は、3 段落で構成し、この条例を制定する趣旨や目的を明確にするために、条例制定の背景や目指すべき自治の姿、その確立に向けた区民と区の役割や決意などについて、述べています。前文の作成に当たっては、わかりやすく、親しみやすい文章となるよう、「です・ます調」にしています。

第 1 段落では、これまでの区民と区がともに進めてきた練馬区の歩みを述べています。

昭和 22 年 3 月に東京都の特別区は 3 5 区制から 2 2 区制となりましたが、現在の練馬区の区域は板橋区に位置付けられていました。練馬区域の住民が遠く離れた区役所へ行くのに 1 日がかかりという不便なこともあり、次第に、板橋区からの分離要求が高まっていきました。区民や区議会議員などの方々の独立運動が実を結び、練馬区は、同年 8 月 1 日に、板橋区から分離独立（自立）して、2 3 番目の特別区として誕生しました。

第 2 段落では、条例制定の背景を述べています。

災害や治安、少子高齢化への対応など、時代の経過に伴い、新たに生じてきている課題については、地域の特性にあわせて進めることが必要であり、効果的に行えるものがあります。区民にとって最も身近な基礎自治体である練馬区には、自らの判断と責任により区政運営を進め、区民の信託に応える必要があります。

第 3 段落では、条例を制定する決意を述べています。

特別区制度改革や地方分権の進展など、区政を取り巻く状況も大きく変化しています。現在、第二期地方分権改革や都区のあり方の検討など、地方自治や特別区に関わる見直しが進められています。区は、区民に最も身近な「地方政府」としての責務を果たしていけるよう、力量を一層高めていかなければなりません。

これからも区政は、人権が尊重され、多様な価値観や文化を認め合う、だれもが安心して暮らせる練馬区を、主権者である区民と区がともに築き、発展させることを基本におき、未来へ向けて、自治のあり方と区政運営の仕組みを明らかにし、区民と区とがそれぞれの役割と責務のもと、自律的な練馬区の実現を目指してこの条例を制定する決意を述べています。

【参考】

自律

練馬区自らが規範を設けて、それに従って行動すること、という意味である「自律」を使用しています。

第 1 章 総則

第 1 章では、条例の基本的な事項として、本条例の目的、用語の意義、基本理念および区政運営の基本原則を定めます。

（目的）

第 1 条 この条例は、練馬区の自治の基本理念、区民等の権利および責務ならびに議会および執行機関の役割等を明らかにし、参加・参画および協働の推進ならびに区政運営の基本的仕組みについて定めることにより、練馬区にふさわしい自治の実現を図り、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。

【解説】

第 1 条は、条例の目的について定めています。

この条例を制定する目的を簡潔に述べたものであり、前文とともに条例全体の解釈の

指針と位置付けられます。

この条例では、「自治の基本理念」、「区民等の権利および責務ならびに議会および執行機関の役割等」、「参加・参画および協働の推進ならびに区政運営の基本的仕組み」を大きな柱としています。そして、これらを定めることにより、練馬区にふさわしい自治の実現を図り、「区民福祉の向上」に資することを目的としています。「区民福祉の向上」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2の第1項で定められている「住民の福祉の増進を図ること」を置き換えている言葉で、地方公共団体の存立目的でもあります。

（定義）

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 練馬区の区域内（以下「区内」という。）に居住する者をいう。
- (2) 区民等 区民、区内に存する事務所または事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者および区内において事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。
- (3) 執行機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会をいう。
- (4) 区 議会および執行機関をいう。
- (5) 地域コミュニティ 地域を基盤とした活動、特定のテーマを目的とした活動等の多様な活動によって、自らの地域を自らより良くしていく地域社会をいう。
- (6) 協働 多様な活動主体および区または活動主体同士が、それぞれの役割を明確にし、互いの特性を理解しおよび尊重した上で、地域課題の解決という共通の目的に向かって、連携しおよび協力して活動することをいう。

【解説】

第2条は、定義について定めています。

定義は、条例の中で使用する用語の意義を明確にし、認識を共通にするために置かれるものです。

- (1) 「区民」とは、練馬区の区域内に住む人をいいます。区域内に住む人とは、区内に住所を有する人を指し、住所とは生活の本拠を指します。
- (2) 「区民等」とは、第1号の区民のほか、区内で働く人、区内の学校に通学している人、区内で事業活動や公益活動など、さまざまな活動を行っている人または団体をいい、「区民」よりも広い定義としています。本文中のほとんどの規定は「区民等」としていますが、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけでなく、練馬区という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。
- (3) 「執行機関」とは、地方自治法で定められている「執行機関」を指し、担任する事務について、意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。

区長と区長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する4つの行政委員会があります。

- (4)「区」とは、議決機関である議会と第3号の執行機関とをいいます。通常、「区」といった場合には、行政区分としての「練馬区」そのものや、行政のみを指して使われることもあり、その時々で使い分けられていますが、この条例の中で使用する用語の意義を明確にするために、区民の信託による区政を具体的に運営していく担い手として「議会」および「執行機関」を「区」と定義しています。
- (5)「地域コミュニティ」とは、練馬区では、町会・自治会や小学校区など身近な地域を基盤とした活動のほか、NPOやボランティア、その他生涯学習、スポーツ、まちづくりといった特定のテーマを目的にした活動が活発に行われており、こうした多様な活動によって人と人とのつながりをつくり、自分たちの住む地域を自分たちで住み良いものにしていこうという地域社会をいいます。
- (6)「協働」とは、地域コミュニティに携わる主体（区民、地域団体、事業者など）と区、または、主体同士が連携・協力をして活動することをいいます。

（基本理念）

第3条 練馬区は、区民等および区が、情報を共有し、それぞれに果たすべき役割および責務を分担し、協働することにより、区民による区民のための自律的な地方公共団体を目指すものとする。

【解説】

第3条は、基本理念について定めています。

練馬区の目指すべき目標やあるべき姿を基本理念として定めています。

地方自治の本旨を定める憲法の規定に基づき、これまで、地方自治体は、地方自治法をはじめとする国が定める法令や基準等に即して行政運営を行ってきました。この間、地方を国の機関としてみなす「機関委任事務制度」の廃止等にみられるように、地方分権の機運が高まってきました。とりわけ近年は、補完性・近接性の原則のもとに取り組むべきであるとの観点から、地方自治法の改正や国から地方への権限委譲等の議論が進められています。

地方分権が進展し、基礎自治体である練馬区が果たすべき役割や責任が増す中、区民、議会、執行機関が相互に連携・協力して区政を進め、豊かで自立した地域社会を実現していくことが必要であるとの認識に基づいて、情報を共有し、それぞれに果たすべき役割と責務を分担し、協働することにより、区民による区民のための自律的な地方公共団体を目指すこととしています。

【参考】

補完性の原則

公的責務の分担に関して、個人、家族、地域で解決出来ないことは基礎自治体である区市町村が担い、次いで広域自治体である都道府県、さらに国が担うべきという考え方。

近接性の原則

問題はより身近なところで解決されなければならないとする考え方。

(区政運営の基本原則)

第4条 区は、基本理念を実現するために、つぎに掲げる基本原則に基づいて区政を運営するものとする。

- (1) 区民等の権利および自主性を尊重しつつ、公益の実現を図ること。
- (2) 公平、公正および透明性を確保すること。
- (3) 区民等の主体的な参加・参画のもと、地域コミュニティに関わる活動主体と協働すること。
- (4) 総合的、計画的かつ効率的な区政経営を行うこと。

【解説】

第4条は、区政運営の基本原則について定めています。

第3条の「基本理念」を実現するため、区政を運営する上での4つの基本原則を定めています。

- (1) 個人の権利・自主性を尊重しつつ、区民が共通の目的として求めていくべき「公益」の実現を図ります。
- (2) 誰に対しても公平、公正で、透明性の高い開かれた区政運営を行います。
- (3) 区民等の主体的な参加・参画のもとで区政を進め、地域コミュニティに関わる多様な活動主体と、それぞれの役割を明確にし、互いの特性を理解・尊重したうえで、地域課題の解決という共通の目的に向かって、連携・協力していきます。
- (4) 基本構想や長期計画などに基づく総合的で計画的な区政経営、また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、効率的な区政経営を行います。

【参考】

区政経営

区が、区民福祉の向上のために、区民や地域の団体、事業者などとの協働を進め、多様な地域の資源を有効に活用し、質の高いサービスを効果的・効率的に提供すること、その成果を検証しながらサービスの充実を図ることを、「区政経営」としています。

「区政運営」は、区による行政運営全般を指します。区の役割は、かつての「管理」を中心とする行政から、民間を含めた公共活動全体の「舵取り」すなわち「区政経営」を行うことへと転換しています。これからの区政運営は、「経営」という視点で取り組むことが欠かせないという認識のもと、「区政経営」という表現を使用しています。

第2章 区民等の権利および責務

第2章では、練馬区の自治を進めていく担い手となる区民等の基本的な権利や責務について定めます。

- 第5条 区民等は、区とともに練馬区の自治を担い、育むよう努めるものとする。
- 2 区民等は、区政に参加・参画するとともに、地域コミュニティの活動に関わり、区と協働することができる。
 - 3 区民等は、区が管理する情報を知ることができる。
 - 4 区民等は、区政に参加・参画するに当たり、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

【解説】

第5条は、区民等の権利および責務について定めています。

自治の取組は一人ひとりの行動から始まります。区民等は、区とともに練馬の自治を担い、育んでいこうという意識が重要であるとの認識に基づいて、第1項を定めています。

第2項は、区民等は、区政の各過程に参加・参画することや、地域コミュニティの活動に関わり、区と協働することができることについて定めています。

区政への参加・参画は、自発的で自由な意思に基づくもので強制されるものではなく、参加・参画しないことを理由に差別的な扱いを受けるものではありません。

第3項は、区民等の区政への参加・参画の推進と信頼の確保を実現するための前提として、区民等の知る権利を定めています。

区では、既に練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号。以下「情報公開条例」という。）を制定し、区が管理する情報の公開を請求する区民等の権利について定めています。なお、区が管理する情報とは、情報公開条例第2条第2項に規定する公文書を指します。

第4項は、自治の担い手であるということを認識して、責任を持って行動することが自治の発展にとって大変重要であるとの認識に基づいて、区政への参加・参画をより効果的なものにするために、自らの発言と行動に責任を持つことを定めています。

第3章 議会の役割等

第3章では、区民の信託により区政を具体的に運営していく議会について、その基本的な役割等について定めます。

第6条 議会は、選挙により選ばれた区民の代表者である議員の活動により運営され、その持てる権能を発揮して、区民の信託に応える。

2 議会は、議決機関として条例の制定および改廃、予算、決算の認定等を議決する。

3 議会は、執行機関が行う事務・事業について、検査、調査、意見聴取等により、適正に執行されているかを監視し、およびけん制する。

【解説】

第6条は、議会の役割や権限についての基本的な事項を定めています。

区民から選挙で選ばれる議員により構成される議会は、区民の信託に基づき区政を具体的に運営する重要な機関であることを踏まえて、第1項を定めています。

第2項、第3項では、地方自治法に定めるところにより、区政における重要な意思決定を行う議決機関であること、また、執行機関が行う事務・事業について、調査、監視、けん制する権限を有することを定めています。

第4章 執行機関の役割等

第4章では、区民の信託により区政を具体的に運営していく担い手として、区長をはじめとする執行機関と補助機関である職員について、その基本的な役割等について定めます。

(執行機関の役割)

第7条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に事務を管理し、および執行する。

【解説】

第7条は、執行機関の役割についての基本的な事項を定めています。

地方自治法第138条の2で、執行機関の義務として「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と定められています。地方自治法に定めるところにより、執行機関（区長および行政委員会）の役割を定めています。

(区長の役割および責務)

第8条 区長は、練馬区を統轄し、これを代表する。

2 区長は、多様な地域資源を有効に活用し、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供する区政経営を行い、区民の信託に応える。

3 区長は、議会への議案の提出、予算の調製および執行、公の施設の設置および管理等の事務を行う。

4 区長は、その補助機関である職員を指揮監督し、職務の執行に必要な能力を増進および発揮させるよう努めなければならない。

【解説】

第8条は、区長の役割や責務についての基本的な事項を定めています。

地方自治法第147条で、長の統轄代表権として「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と定められています。地方自治法に定めるところにより、練馬区の事務の全般につき総合的統一を確保する権限を有することとして、第1項を定めています。

第2項では、区長は、効果的・効率的に行政サービスを提供することが求められ、区民の信託に応える義務があることを定めています。

第3項、第4項では、地方自治法に定めるところにより、区長の主たる担当事務や区長の補助機関である職員の指揮監督、能力の増進・発揮に努める責務があることを定めています。

(執行機関の職員の責務)

第9条 執行機関の職員は、効果的かつ効率的に行政サービスを提供し、区民等との協働を柱とした区政運営を担い、自ら考え行動するよう努めなければならない。

2 執行機関の職員は、職務の執行に必要な能力の増進に努めなければならない。

【解説】

第9条は、執行機関の職員の責務について定めています。

職員は、地方自治法上、長の補助機関として位置付けられています。長の補助機関として、効果的・効率的な行政サービスを提供し、また、区民等との協働を柱とした区政運営を担い、職務の執行に必要な能力の向上に努める責務があることを定めています。既に練馬区職員人材育成基本方針(平成22年3月5日21練総育第1323号)を制定し、運用しています。

第5章 参加・参画および協働の推進

第5章では、第4条(区政運営の基本原則)第3号に定める区民等の区政への参加・参画、地域コミュニティへの支援および協働の推進について定めます。

(参加・参画の推進)

第10条 区は、区民等とともに区政を進めるよう、区民等の区政への参加・参画を推進するものとする。

2 区長は、区民等の区政への参加・参画を推進するため、基本的な仕組みの整備その他必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第10条は、参加・参画の推進について定めています。

第4条の区政運営の基本原則の1つである区民等の区政への参加・参画について、区がとるべき基本的な考え方について定めています。

区民が区とともに自治を担っていくためには、区政への参加・参画の機会が保障されなければなりません。具体的なものとしては、区長への手紙、区政モニター、区民意識意向調査、区民意見反映制度、附属機関等への区民委員参加など様々な手法で参加・参画を推進していくこととしています。

(地域コミュニティへの支援)

第11条 区は、地域コミュニティに関わる活動主体がその有する特性および長所を生かして行う活動について、その自発性および主体性を尊重するものとする。

2 区長は、地域コミュニティに関わる活動主体および活動に対して必要な支援を行うものとする。

【解説】

第11条は、地域コミュニティへの支援について定めています。

町会・自治会、NPO、ボランティア団体などによる地域コミュニティに関わる活動については、自主的、自立的に運営されるものであり、区は、その自発性、主体性を尊重しなければなりません。また、その活動に対する支援として、補助金などの財政的な支援、活動場所の提供、情報提供等、必要に応じた支援を行っていくこととしています。

【参考】

地域コミュニティ

地域を基盤とした活動、特定のテーマを目的とした活動等の多様な活動によって、自らの地域を自らより良くしていく地域社会をいう。

(協働の推進)

第12条 区長は、地域コミュニティに関わる活動主体との協働のあり方を明らかにし、協働を推進するため、基本的な仕組みの整備その他必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第12条は、協働の推進について定めています。

第4条の区政運営の基本原則の1つである地域コミュニティに関わる活動主体との協働について基本的な考え方について定めています。

区では、これまで町会・自治会やNPO、ボランティア団体など、多様な活動主体と様々な形で協働事業を行ってきています。地域課題の多様化、複雑化が進む中で、これらの多様な活動主体と区とが、それぞれの持ち味を十分に発揮しながら、力を合わせて取り組むことがこれまでも増して強く求められています。そのため、区は、それらの多様な活動主体との協働を一層推進し、補助金などの財政的な支援、活動場所の提供、情報提供等、必要に応じた支援を行っていくこととしています。

既に練馬区区民との協働指針（平成22年3月19日21練産地第2524号）に基づき、仕組みづくりを進めています。

第6章 区政運営の基本的仕組み

第6章では、第4条（区政運営の基本原則）を実現するための区政運営の基本的な仕組みや区民等の区政への参加・参画を進めるための基本的な事項について定めています。

（基本構想等）

第13条 練馬区は、総合的かつ計画的な区政運営の指針として、議会の議決を経て、基本構想を定めるものとする。

2 区長は、基本構想の実現を図るため、総合的な施策に関する基本計画等を策定し、これに即して計画的に区政経営を行うものとする。

【解説】

第13条は、基本構想、基本計画等について定めています。

練馬区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想と、その実現を図るための基本計画および実施計画により構成される長期計画に基づき計画的に施策・事業を展開していくこととしています。

練馬区では、平成21年12月に、「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」を目標とした区政運営の新たな指針である「練馬区基本構想」を策定しました。また、この基本構想を実現する道筋を示すものとして、平成22年度から26年度までの5カ年を計画期間とする長期計画を策定しています。長期計画に基づき、総合的で計画的な区政経営を行うことを定めています。

（平成23年8月1日・一部修正）

(区民意見の反映)

第14条 執行機関は、総合的な施策に関する基本計画、基本的な制度を定める条例等(以下これらを「計画等」という。)の策定に当たっては、区民等の意向の把握を行い、それらを反映するよう努めるものとする。

2 前項に規定する区民等の意向の把握に当たって、執行機関は、計画等の案を公表して、区民等からの意見を広く募集し、提出された意見およびそれに対する見解を公表するものとする。

【解説】

第14条は、区民意見の反映、いわゆるパブリックコメント制度に対する基本的な考え方について定めています。

区民生活に広く関わりのある区の総合的な計画等(総合的な施策に関する基本計画、基本的な制度を定める条例等)については、その計画等を策定する前に、広く区民の意見を求めるパブリックコメントを実施することとしています。

パブリックコメントで寄せられた意見は、執行機関にとって貴重なものとなりますので、執行機関は、それらを判断材料の一つとして、その内容を考慮して計画等を策定するとともに、その意思決定への反映の有無にかかわらず、提出された意見とそれに対する執行機関の考え方を公表します。

練馬区区民意見反映制度に関する規則(平成23年3月31日規則第24号)を制定し、本制度を適用しています。

(平成26年6月16日・一部修正)

(情報の公開および説明責任)

第15条 区は、区民等の知る権利を保障し、区が保有する情報を適正に管理し、公開するものとする。

2 区は、区政に関する情報を正確に分かりやすく公表しおよび提供するよう努めるものとする。

【解説】

第15条は、情報の公開および説明責任について定めています。

この条例が目指す練馬区にふさわしい自治を実現するためには、区民等の知る権利を保障するとともに、区が区民等に説明責任を果たし、もって区民等の区政への参加の推進と信頼の確保を図り、公正で開かれた区政を行わなければなりません。

第1項は、区民等の請求に応じて区が保有する情報を公開するという公文書公開制度に係る区の責務を定めたものです。

第2項では、前項における請求に応じての公文書公開制度に加えて、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民等が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表や提供を積極的に進めるという区の姿勢を明確に示したものです。

区では、情報公開条例により情報公開の総合的な推進について規定し、第1項の公文書公開制度と第2項の情報公表施策および情報提供施策の双方の推進を図ることで説

明責任を果たすことを区の責務としています。

(個人情報保護)

第16条 区は、個人情報を適正に管理し、個人情報に関する権利を保障するものとする。

【解説】

第16条は、個人情報保護について定めています。

個人情報に係る基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、区が業務を行うに当たり、個人情報の収集、利用等の管理を適正に行うとともに、区民等の自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することとしています。

区では、個人情報保護制度について、既に練馬区個人情報保護条例(平成12年3月練馬区条例第79号)を制定し、運用しています。

(行政手続)

第17条 執行機関は、処分、行政指導および届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利および利益を保護するものとする。

【解説】

第17条は、行政手続について定めています。

執行機関が行う行政手続(申請に対する処分、不利益処分および行政指導)について、審査や処分の基準、行政指導の原則などの共通事項を定めて、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることとしています。情報公開制度や個人情報保護制度と同様、区政の透明性を確保する上での基本的な考え方です。

既に練馬区行政手続条例(平成7年3月練馬区条例第2号)を制定し、運用しています。

(要望等に対する応答)

第18条 執行機関は、区民等から区政に関する要望、意見、提案等を受けたときは、迅速かつ誠実にこれに応答するよう努めなければならない。

【解説】

第18条は、区民等から寄せられた区政に関する要望等の取扱いについて定めています。

区長への手紙、電子メール、電話等により区民等から寄せられた区政に関する要望、意見、提案、苦情または質問は、執行機関にとって区民ニーズを把握することができる大切な情報であり、要望等に迅速かつ誠実に対応していくこととしています。

既に練馬区区民の声取扱要綱（平成 16 年 3 月 31 日練区広発第 1080 号）を制定し、運用しています。

（行政評価）

第19条 執行機関は、定期的に施策を点検し、施策の達成状況について評価を行うものとする。

2 執行機関は、前項に規定する評価の結果について、区民等に公表し、区民等の参加のもと第三者による評価を受けるものとする。

3 執行機関は、前2項に規定する評価の結果を区政運営に反映するよう努めなければならない。

【解説】

第19条は、行政評価について定めています。

行政評価制度とは、各種行政サービスについて「成果」「効率性」「必要性」の視点で評価し、数値による指標により達成状況を把握し、その結果に基づき改革改善をすることで行政サービスの向上を目指すことをいいます。

また、評価結果を区民に公表することで、説明責任を果たす役割も持っています。執行機関による内部評価と区民等による外部評価を実施しています。

区民の視点に立った成果重視の効率的で質の高い行政活動の実施および透明性の高い開かれた区政の推進を図るための仕組みの一つです。

練馬区行政評価に関する規則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 23 号）を制定し、運用しています。

（平成 26 年 6 月 16 日・一部修正）

（財政運営）

第20条 区は、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努め、自主的な財源の確保等、自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性を確保するものとする。

2 区長は、歳入歳出予算の執行状況等の財政状況を区民等に分かりやすく公表するものとする。

3 執行機関は、練馬区の財政的援助に関わる事業について執行状況を把握するとともに、当該事業を担うものについて適切な指導を行うものとする。

【解説】

第20条は、財政運営について定めています。

地方自治法第2条第14項で、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められています。これに基づき、財源の有効活用を図り、健全な財政運営を行うことについて、第1項で定めています。

第2項では、地方自治法第243条の3において、歳入歳出予算の執行状況ならびに財産、地方債および一時借入金の現在高その他財政に関する事項について毎年2回以上

公表することとされており、練馬区財政状況の公表に関する条例（昭和 39 年 4 月練馬区条例第 12 号）に基づき、区報、ホームページで予算、決算等の財政状況を公表していることについて定めたものです。

第 3 項では、練馬区から補助金や助成金を交付した事業について、執行状況を把握し、交付を受けた団体や個人に対し、適切な指導を行うこととしています。

（附属機関等の会議の公開等）

第 21 条 附属機関、附属機関に準ずる懇談会、協議会等（以下「附属機関等」という。）

は、原則としてその会議を公開する。

2 執行機関は、附属機関等の設置目的に応じて、附属機関等の委員に区民等が参加・参画する機会を設けるものとする。

【解説】

第 21 条は、附属機関等の会議の公開および附属機関等の委員における区民等の参加・参画の機会について定めています。

地方自治法に規定する附属機関および要綱等により設置される懇談会、協議会等は、この条例が目指す練馬区にふさわしい自治を実現するうえで、区民等の意見を区政に反映するために重要な役割を担っています。

第 1 項では、透明かつ公正な運営を期するため、附属機関等の会議は原則として公開することを明示しています。

また、第 2 項では、政策形成段階からの区民等の参加・参画の充実を図るよう執行機関の責務を定めています。

練馬区附属機関等の会議の委員の公募に関する規則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 22 号）を制定し、運用しています。

（平成 26 年 6 月 16 日・一部修正）

第 7 章 区民投票

第 7 章では、区民参加の一形態である区民投票制度について、現行制度の間接民主制を補完するものとして、章を分けて定めています。

第 22 条 区長は、練馬区の存立に関わることその他の練馬区に重大な影響を及ぼす事項について、直接区民の意思を確認するため、事案ごとに条例で定めるところにより、区民投票を実施することができる。

2 前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他区民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

第 22 条は、区民投票について定めています。

区長は、練馬区の存立に関わることその他の練馬区に重大な影響を及ぼす事項について、直接区民の意思を確認するため、区民投票を実施することができることとしています。この区民投票制度は、議会および区長による2元代表制を補完するものとして行われるものであり、多額な費用がかかることなども考慮し、区民全体の意思を確認する必要に迫られたときの最終手段として行われるべきものと考えます。

また、区民投票は、個別事案ごとに、その都度、投票の実施に係る必要事項を定める区民投票条例を議会の議決により制定し、実施することとしています。

他自治体で区民（住民）投票が行われた例として、原子力発電所や産業廃棄物施設の建設、市町村合併などがあります。

第8章 国等との関係

第8章では、練馬区と国、都および他の地方公共団体との連携、協力などの基本的な考え方について定めています。

（国および東京都との関係）

第23条 練馬区は、国および東京都との役割分担を明確にし、対等で協力的な関係の確立を目指すものとする。

【解説】

第23条は、国および東京都との関係について定めています。

地方分権が進み、国と地方公共団体の関係は「上下・主従」から「対等・協力」の関係へと転換しており、練馬区は、最も住民に身近な自治体として、自己決定・自己責任の原則の下で、より地域の実情に応じた区政運営を行うことが必要です。

練馬区は、国や東京都と適切な役割分担を行い、対等で協力的な関係の確立を目指していく姿勢を明らかにしています。

（他の地方公共団体等との関係）

第24条 練馬区は、他の地方公共団体および国と連携を図り、協力して共通の課題の解決に取り組むものとする。

【解説】

第24条は、他の地方公共団体等との関係について定めています。

課題の解決については練馬区自らの責任により解決することが原則ですが、行政需要の多様化、政策課題の広域化などにより、他の地方公共団体との連携による課題解決の重要性、必要性が増しています。そのような状況を踏まえ、共通する課題を解決するために、近隣の地方公共団体をはじめ、他の地方公共団体との連携・協力を図っていくこととしています。

第9章 条例の位置付け等

第9章では、条例の位置付けと改正について定めています。

(条例の位置付け)

第25条 区は、他の条例、規則等の制定または改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければならない。

【解説】

第25条は、条例の位置付けについて定めています。

この条例は、区政運営の最も基本となる条例であり、他の条例、規則等の制定または改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図っていくこととしています。

(条例の改正)

第26条 区長は、この条例を改正する必要があると認めるときは、審議会を設置し、改正すべき事項について、諮問しなければならない。

2 前項の審議会は、同項の規定による諮問に対して審議を行い、その結果を区長に答申する。

【解説】

第26条は、条例の改正について定めています。

この条例は、区政運営の最も基本となる条例として位置付けられるため、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応していくためにも、必要に応じて今後も見直していくことが必要であるとの認識に基づき、条例の改正方法について定めています。条例の改正に当たっては、区民を含めた審議会を設置し、区民の意見を聞いて行っていきます。

付 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

【解説】

条例の施行日について定めています。

この条例は、平成22年12月15日に議会において議決された後、12月16日に公布されました。この条例の効力が発生する日を、平成23年1月1日と定めています。